

西三河8市町特別徴収徹底宣言 住民税は給与からの天引きで

問合せ 税務課市民税係

平成31年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施します

法令により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は個人住民税を特別徴収（給与からの天引き）によって納めることとされています。西三河8市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）は、法令遵守と納税者の利便性の向上などのため、平成31年度から原則としてすべての事業所に特別徴収義務者の指定を実施します。対象となる事業所

従業員が3人以上の事業所
特別徴収の対象となる従業員

前年中（1月1日～12月31日）に課税対象所得があり、事業者（特別徴収義務者）から給与の支払いを受けているすべての従業員（正社員、パート・アルバイトなど雇用形態は不問）

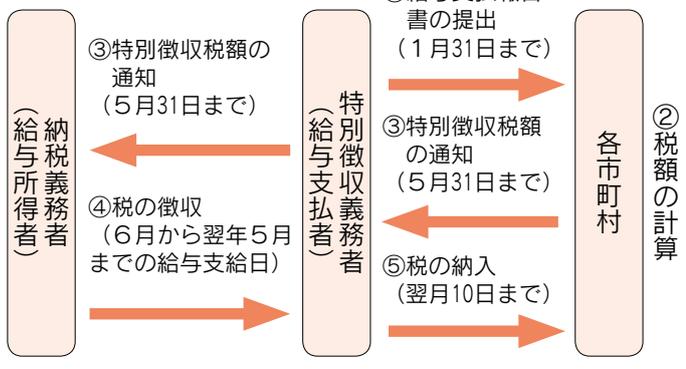
ただし、次に該当する従業員は普通徴収となる場合があります。

- ・ 総従業員数が3人未満の事業所の従業員
- ・ ほかの事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- ・ 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない人

- ・ 給与の支払いのない月があるなど給与の支払いが不定期な人
- ・ 個人事業主の専従者（専従者以外の従業員が在籍する事業所を除く）
- ・ 退職者・休職者、または指定年度の5月31日までに退職・休職予定の人

特別徴収にすると金融機関へ出向が必要がなく、納め忘れの心配がありません。また、年税額を12回に分けて給与から天引きしますので、1回あたりの負担が軽くなります。これから特別徴収を希望する人は、勤務先へお問い合わせください。詳しくは税務課ホームページ「特別徴収の事務手引き」をご覧ください。

◆特別徴収の仕組み



児童クラブ通所者募集

児童クラブの通所児童を募集します。通所説明会には必ず出席してください。

対象

- ①平成31年度に市内小学校に通うことになる児童で、保護者および同居の親族が居宅外での労働などにより、昼間家庭に保護者がいない児童
- ②保護者の勤務時間が1日3時間以上で、勤務終了時間が15時を超える小学3年生までの児童、または16時を超える小学4年生以上の児童
※1年生の4月中のみ、もしくは学年に関係なく長期休業期間のみの利用者は、正午を超える場合を認めます。

募集する児童クラブ

学区	児童クラブ名	電話番号	定員
新川	新川	☎(46)1905	140人
	二葉保育園	☎(41)0310	20人
中央	中央	☎(46)3184	90人
西端	西端	☎(46)3264	75人
棚尾	棚尾	☎(46)5131	130人
鷺塚	鷺塚	☎(46)6010	80人
	第2へきなん保育園	☎(42)8222	20人
大浜	大浜	☎(46)6362	80人
日進	日進	☎(46)1262	50人



通所説明会

通所申込みおよび児童クラブでの生活の様子を理解してもらうための説明会を実施します。希望する児童クラブの説明会に必ず出席してください。申請書は説明会で配布します。
※現在通所している子や兄弟姉妹が入所を希望する場合、申請書は児童クラブ経由で配布します。

とき	希望する児童クラブ
10月4日(木) 19時～	新川、棚尾、鷺塚、二葉保育園、第2へきなん保育園
11日(木) 19時～	中央、大浜、日進、西端

ところ 文化会館

※説明会は同じ内容ですので、都合が悪い場合はいずれかに出席してください。

問合せ 各児童クラブ